

鳥取県告示第507号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	障害者支援センター 一さかいみなど	境港市外江町3413 -3	地域移行支援、地域定着支援	平成24年7月 1日